



## 対談 夫婦で取り組む育児 ～子どものいる暮らしを めいっぱい楽しもう～

林田 香織 さん  
(ワンダライフLLP 代表)



第2部の対談では、男性育休取得を踏まえて、夫婦の育児について安藤さん・林田さんに対談を行っていただきました。安藤さんからは、「みんな急にイクメンになっていけない。夫婦で手を取って、時間をかけて準備して経験して成長していく。」といったお話や、林田さんからは、「育児を一緒にやったという経験が、夫婦・家族関係の礎になる」「ここ2年くらいで短時間勤務などを取得する男性も増えてきた」といった、お二人の育児の経験や体験談を踏まえた貴重なお話を聞くことができました。

### 法改正で何が変わるの？

#### 育児・介護休業法の5つの改正ポイント

- ① 男性版産休「産後パパ育休（出生時育児休業）」を新設  
出生後8週間以内に4週間まで取得可能（2回まで分割可能）
- ② 通常の育児休業制度の利用が2回まで分割取得可能に  
①と合わせて、男性は計4回に分割可能
- ③ パートなど有期雇用の労働者に対する  
「1年以上の雇用」といった取得要件を緩和
- ④ 事業主は従業員に対し、産休や育休制度の周知や  
取得の意向確認を義務付け
- ⑤ 男性従業員の育児休業取得率の毎年公表を義務付け  
※大企業（従業員1,000人超）のみ

2022年

10月以降

2022年

4月以降

2023年

4月以降